

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年11月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 59 号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3 1 崇仁市営住宅の項中

| | | |
|--|-------|--|
| | 3,240 | |
|--|-------|--|

 を

「

| | | |
|-------|-------|-------|
| 3,450 | 3,240 | 2,580 |
|-------|-------|-------|

 に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の承認の申込みその他崇仁市営住宅の駐車場（専ら同市営住宅の入居者及び同居者以外の者の利用に供するものを除く。）を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(都市計画局住宅室住宅管理課)